

中間取りまとめ(案)

2020年5月11日
農林水産省生産局畜産部

中間取りまとめ①(制度の位置付け、対象畜舎、手続等)

- 新制度は国際競争力の強化に向けた畜産振興及び建築・経営コスト削減の観点から位置付け、一定の安全性を確保した上で建築基準法の特例として措置し、一定の基準を満たす事業者(畜産農家等)のみ新制度の活用を選択可能。
- 畜産農家等からの要望を踏まえ、新築・増改築の際に事業者が、「新制度による基準」又は「建築基準法による従来の基準」を選択できる仕組みとする。
- 新制度に基づく基準は農林水産大臣が示すこととする。
- 新制度による基準の概要
 - ① 対象畜舎
 - ・ 新制度の対象となる施設は、畜舎(家畜の飼育施設)及びその関連施設(たい肥舎及び搾乳施設)とし、それが建築基準法上の建築物か工作物かは問わない。
 - ・ 対象の畜舎は新制度施行後に新築、増改築(既存畜舎部分についても新基準への適合が必要)されるものに限る。また、建築士の設計に基づき、建築されたものに限る。
 - ・ 市街化区域と用途地域等を除いた地域に建築される平屋の畜舎を対象とし、高さ、軒高は、今後検討する(現行建築基準法の下で緩和措置が適用される高さは13m、軒高は9m)。
 - ・ 延べ床面積の上限は定めない。
 - ② 手続
 - ・ 新制度において、畜舎の利用に関する計画及び畜舎の設計に関する計画を事業者が作成し、行政はその内容がそれぞれソフト基準及びハード基準を満たしているか確認。
 - ・ ハード基準の確認手続については、一定の基準を満たすものは除外するなど手続等の簡素化を行う。
(例:ハード基準に関する確認が不要となる面積(建築基準法では木造500㎡、その他200㎡)の大幅な引上げ)
 - ・ ソフト基準に従って畜舎として利用されているか等、行政が定期的に確認を行う。
- JIS部材でない部材(海外規格を満たしている部材を想定)及びシステム(海外製ドーム畜舎等のユニット)については、強度試験等を行った上で使用を認める方向で検討。

中間取りまとめ②(基準)

- 新制度を選択した場合には、下記2基準(A基準及びB基準)のどちらかを事業者が選択できる。
- 畜種固有の事情があれば、畜種ごとに必要な基準を定める。

A基準及びB基準のイメージ

A基準

簡易なソフト基準(右記)

+ 現行の畜舎建築基準に準じたハード基準^{※1,2}

⇒ A基準全体として、現行の畜舎建築基準と同等の安全性を確保(新たに手続簡素化のメリット・将来のハード基準緩和のメリット)

※1 当初は現行と同程度のものとし、現行法上の運用を明確化したものを想定

※2 A基準のハード基準は、新制度施行後に技術的な検討(実物実験等)を踏まえた上で緩和を検討

B基準

ソフト基準(右記)+新ハード基準^{※3}

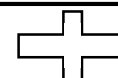
⇒ B基準全体として、畜舎に必要な最低限の安全性を確保(手続簡素化のメリットに加え、即時のハード基準緩和のメリット)

※3 畜舎の建て替えの頻度及び規模別の地震の発生頻度などを考慮し、例えば震度5強程度の地震では倒壊しないが、震度6強から7に達する程度の地震では倒壊するおそれを否定できない基準を想定し、今後リスクへの対応の在り方等を踏まえて検討

ソフト基準のイメージ

畜産振興の観点からの基準

- ・ プロセス(作業・動線)の改善や省力化機械の導入などによる作業の効率化に関する計画
- ・ プロセス(作業・動線)の改善や機械導入などに伴う作業人員の減少見込み
- ・ 家畜排せつ物の処理等、法令遵守に関する事項等



安全面からの基準

A基準：滞在密度の規制、避難路の確保等の簡易な基準

B基準：

- ・ 「B基準で建設されたものであること」の明示
- ・ 作業効率化による畜舎内滞在時間の削減などを十分加味した滞在密度の規制
- ・ 避難手順の明確化など確実な避難路の確保
- ・ 避難に時間がかかる場合等における避難スペースの確保

新基準を定める際に検討すべき事項

- 新ハード基準・ソフト基準を定めるに当たっては、農林水産省において以下の事項について検証し、具体的な案とすることが必要。

検証すべき事項

1. 新ハード基準のコストの検証

- － 作業の効率化などによる国際競争力強化の効果を最大化できる基準とする。
- － 現行の基準と比べて、基礎・構造部材等について、どれくらいの削減(量・金額)が見込まれるかを意識し、コスト削減が実現できる新ハード基準とすべき。
- － 防災の観点からの要件で必要となるコストがあった場合であっても、経営として十分なコスト削減となる新ハード基準とすべき。
- － 新ハード基準の検討に当たって、海外の畜舎の事例や、国内の膜構造畜舎の事例等を参考とするべき。
- － 基準の決定に当たっては畜産農家の意見を聴いて行うべき。

2. ソフト基準の検証

- － 防災の観点から確保する必要がある安全性は、避難路や避難スペースの確保などのモデルのほか、プレハブ(ユニット)工法を導入したモデル及び作業の効率化による畜舎内の滞在密度減を前提とするモデルなど、複数のモデルを設定して検証するべき。
- － プロセス(作業・動線)の改善や省力化機械の導入等による作業効率化などのコスト削減効果について検証するべき。
- － 基準の決定に当たっては畜産農家の意見を聴いて行うべき。

令和 2 年 4 月 27 日
国土交通省住宅局

畜舎建築基準等検討委員会における検討について

畜舎建築基準等検討委員会における検討について、オブザーバーの立場から、これまでの建築基準法、建築士法の運用に基づく経験等に照らし、以下のとおり意見を提出させて頂ければと思います。

畜舎新法の検討にあたりましては、閣議決定を踏まえ、国土交通省としても、建築基準法、建築士法の運用に基づく経験を活かしながら引き続き、農水省における検討に積極的に協力させていただくこととしております。

- 1 今回の畜舎新法の検討の契機となった規制改革会議における議論及びそれを踏まえた閣議決定の内容の方向性を踏まえれば、畜舎新法の枠組みが畜産業の振興に資するものとなることが重要と考えられます。
- 2 畜舎新法に基づく畜舎についても、建築士法に基づく資格者である建築士により設計が行われることが想定されますが、設計者が円滑に新制度を活用できるよう、既に委員からの指摘があるように、裁量性のない明確な基準を設定することが必要と考えられます。
- 3 また、B 基準のハード基準の性能を、「(中地震では損傷するが倒壊せず、)大地震で倒壊するおそれを否定できない基準」と設定した考え方について明らかになっていないため、今後、この点を明確化し、畜産関係者のみならず、建築士にも周知することが重要と考えます。B 基準のハード基準については、現行の建築基準法の求める性能よりも低い水準となるため、あくまで建築主の選択により行われるものであり、仮に B 基準で建設した畜舎に建築基準法水準の性能があれば防げたであろう被害が発生した場合に、設計した建築士が責任を問われるものでないことを明確にすることが重要と考えられます。

4 さらに、B 基準については、農水省において畜産業の振興を図るうえで必要な緩和措置として設定されたものですが、本基準の設定・活用が、コスト低減効果なども含めてどのように畜産業の振興に資することとなるのかが明らかになっておりません。今後、農水省において現場の実態を踏まえて安全性とコストの両面に配慮のうえ策定される B 基準については、ソフト基準とハード基準が相まって、コストを低減しつつ必要な安全性が確保され、畜産業の振興に資するものであることを明確化し、畜産関係者のみならず、建築士にも周知することが重要と考えます。